

# 教育職員免許法改正における

## 幼稚園関係の改正主要点の解説

玉 越 三 朗

昭和二十九年六月三日（法律第一五八号、第一五九号）わたくし達に関係深い教育職員免許法とその施行法の一部が改正された。こんどの改正は、形式的には従来と同じような一部改正であるが、本質的にはいままでの一部改正と違って、免許法を組立てている骨組となるような根本的なもの——免許状の種類や有効期間の変更、大学における教員養成の基準単位や上級免許状授与の方法の改正等——が改正された免許法制定以来の大改正であるので、今後の免許状の授与や単位のとりに大きな影響があると思うので、以下その主要点のうち主として幼稚園に関係ある部分について説明を加えてみることにする。

なお、こんどの改正は、免許法における重要な点が改正されているので、その実施には相当の準備期間があるので、従来とられていたような法律の公布と同時に施行するという方法でなく、公布の日（六月三日）から六ヶ月後に施行するという、半々年の準備期間を置くような方法をとっている。したがって、この改正された点は、今年の十二月三日から始めて効力が発生することになるのである。

### 一、免許状の種類

免許法にきめられている免許状の種類は、従来は普通免許状、仮免許状、臨時免許状であった。ところがこんどの改正で中間段階の

仮免許状がなくなった。また免許法の対象となる教職員の範囲が、従来は教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、講師、校長（園長）教育長、指導主事であったのが、校長（園長）教育長、指導主事は対象外となったので、免許状の種類は次のようになった。

#### □ 普通免許状 □

小学校教諭免許状・中学校教諭免許状・高等学校教諭免許状・養護学校教諭免許状・盲学校教諭免許状・ろう学校教諭免許状・養護教諭免許状・幼稚園教諭免許状

#### □ 臨時免許状 □

小学校助教諭免許状・中学校助教諭免許状

・高等学校助教諭免許状・養護学校助教諭免許状・盲学校助教諭免許状・ろう学校助教諭免許状・養護助教諭免許状・幼稚園助教諭免許状

右にかかげた普通免許状は、やはり一級および二級に分れているから、幼稚園の免許状の種類としては、次の三種類となることにな

- 普通免許状
- 幼稚園教諭一級普通免許状
- 幼稚園教諭二級普通免許状
- 臨時免許状
- 幼稚園助教諭免許状（免許法第二条、第四条）

教諭の種類	所要資格		基礎資格		大学における最低修得単位		
	一級普通免許状	二級普通免許状	一級普通免許状	二級普通免許状	一般教養科目	専門科目	
幼稚園教諭	一級普通免許状	二級普通免許状	大学の称号を有すること	大学の二年以上在学し、六十二単位以上を修得すること	三六	一六	二八
小学校教諭	一級普通免許状	二級普通免許状	大学の称号を有すること	大学の二年以上在学し、六十二単位以上を修得すること	三六	一六	二八
小学校教諭	一級普通免許状	二級普通免許状	大学の称号を有すること	大学の二年以上在学し、六十二単位以上を修得すること	三六	一六	二八

二、大学における教員養成の基準単位の変更

1、普通免許状取得のための修得単位の変更

幼稚園教員となるための大学での修得単位の基準が次のように変った。

なお、改正前の基準単位を示すと、

教諭の種類	所要資格		基礎資格		大学に於ける最低修得単位		
	一級普通免許状	二級普通免許状	一級普通免許状	二級普通免許状	一般教養科目	専門科目	
幼稚園教諭	一級普通免許状	二級普通免許状	大学の称号を有すること	大学の二年以上在学し、六十二単位以上を修得すること	三六	二四	二五
小学校教諭	一級普通免許状	二級普通免許状	大学の称号を有すること	大学の二年以上在学し、六十二単位以上を修得すること	三六	二四	二五
小学校教諭	一級普通免許状	二級普通免許状	大学の称号を有すること	大学の二年以上在学し、六十二単位以上を修得すること	三六	二四	二五

改正された修得単位の内容は、具体的にどのような科目を何単位修得するかはっきりしない(近く文部省令で定められる)が、教育職員養成審議会ではこれについて次のように答申している。いまこれを参考として現在のものと比較してみると次のような違いがある。

区分	新(審議会の答申)		旧	
	専ら科目	専ら科目	専ら科目	専ら科目
一級普通免許状	教育心理 教育原理 教育実習 保育内容 の研究 計 二八単位	教育心理 四単位 教育原理 四単位 教育実習 四単位 保育内容 の研究 一 二単位 四単位 計 一六単位	教育心理、児童心理 四単位 教育原理 四単位 教育実習 四単位 保育内容の研究 一 二単位 六単位 計 二四単位	音楽 四単位 図画工作 四単位 保健体育 四単位 保育内容の研究 一 二単位 六単位 計 一六単位
二級普通免許状	音楽 二単位 図画工作 二単位 保健体育 二単位 計 八単位	音楽 二単位 図画工作 二単位 保健体育 二単位 保育内容の研究 六 単位 計 一 二単位	音楽 二単位 図画工作 二単位 保健体育 二単位 保育内容の研究 六 単位 計 一 二単位	音楽 二単位 図画工作 二単位 保健体育 二単位 保育内容の研究 六 単位 計 一 二単位

専ら科目	専ら科目	専ら科目	専ら科目
教育心理 二単位 教育原理 二単位 教育実習 二単位 保育内容の研究 一 二単位 計 一八単位	教育心理、児童心理 四単位 教育原理 四単位 教育実習 四単位 保育内容の研究 八 単位 計 二〇単位	教育心理 二単位 教育原理 二単位 教育実習 二単位 保育内容の研究 一 二単位 計 一八単位	教育心理、児童心理 四単位 教育原理 四単位 教育実習 四単位 保育内容の研究 八 単位 計 二〇単位

この表でわかるように、従来教科に関する専ら科目として扱われていた「保育内容の研究」が教職に関する専ら科目に移っており、一級では教科に関する専ら科目が充実され、二級では教職に関する専ら科目がやや軽視された感じがある。ことに教育心理や教育実習にその欠陥がみられる。しかしこれは他の

免許状をあわせとる場合などを考慮したのと学生に強制する単位をあまり多くし、選択の余地がないようにすることをさけた結果であるから、幼稚園教員だけを養成する場合は、各大学でこれらを相当多くする必要があろう。

2. 現に大学に在学し又は卒業した者の特例

改正法施行の際(十二月三日)現に大学に在学しているか、または既にこれを卒業した者は、改正前の単位数によって各科目を修得していないから免許状がもらえないこととなる。そこでこの不合理を是正するため、昭和

二十九年十二月三日現に大学に在学していて昭和三十四年三月三十一日までに改正前の免許法別表第一に規定する所要資格を得た者、および昭和二十九年十二月三日現に大学を卒業して、改正前の免許法による資格を得ている者は、そのままの単位を基礎資格として免許状がもらえるようにした。(改正法附則第一〇項)

### 三、仮免許状についての措置

1、改正前の法令によって仮免許状を授与された者は、今後臨時免許状きりもらえない

施行法第一条、第二条によって次の免許状または資格を持っている者は、従来幼稚園の仮免許状がもらえたが、十二月三日以後は臨時免許状きりもらえなくなる。

(1) 国民学校初等科教員免許状を有する者  
(2) 以下の者で、昭和二十二年四月一日以後に幼稚園教員の職にいたる者(現在いる者はもちろんである)

イ、国民学校専科教員免許状を有する者  
ロ、中学校高等女学校教員免許状、高等女学校教員免許状、実業学校教員免許状を

有する者

ハ、高等学校高等科教員免許状、高等女学校高等科及び専攻科教員免許状を有する者

ニ、旧青年師範学校卒業生

ホ、旧青年学校教員養成所、実業学校教員養成所卒業生

ヘ、旧大学令による学士の称号を有する者  
ト、旧高等学校高等科又は専門学校卒業生  
あるいは大学予科修了者

チ、旧教員養成諸学校、旧教員養成諸学校官制第二条の規定による教員養成所卒業生

リ、旧教員無試験検定指定学校又は許可学校の卒業生

ス、高等学校教員無試験検定指定者

(施行法第一条の表の三、第二条の表の二四の二)

2、改正前の法令によって仮免許状を得た者の教諭の職にあることの特例

教員は免許状がなければ指導できないことになっている。ところが仮免許状が廃止されるので、仮免許状を持っている者は十二月三日以後は教員となれなくなってしまう。そこ

で次のような特例を設けて、この不合理を是正することになった。

すなわち、改正前の免許法または施行法の規定によって幼稚園教諭仮免許状を受けている者、または改正法施行後一定期間内に幼稚園教諭仮免許状に相当する資格を得る者、つまり助教諭で仮免許状をとるべく努力中の者等については、一定期間内に仮免許状に相当する資格を得た場合は、たとえ免許状がなくてもその後教諭(講師を含む)の職についていられるようにした。

いまこの該当資格とその期間を示すと次のようになる。

- (1) 昭和二十九年十二月三日現在改正前の法令によって仮免許状の授与又は交付を受けている者(仮免許状を現に持っている者)  
改正前の施行法第一条の規定によつて仮免許状を有する者とみなされている者(仮免許状を現実に受けていない者)
- |                |        |
|----------------|--------|
| 昭和二十九年十二月三日から  | 三十八年三月 |
| 昭和三十三年三月三十一日まで | 三十一日まで |
- (2) 改正前の免許法別表第一に規定する単位を大学で修得した者(幼稚園教員養成所修了者又は職(講

大学一年修了者で所定の単位を修得した者)

(4) 昭和二十九年十二月三日から昭和三十三年三月三十一日まで文部省令の定めるところによつて、改正前の免許法別表第四に規定する仮免許状の所要単位を修得した者(臨時免許状を持つていて、経歴年数と単位の修得で仮許免状をもちらう資格を得た者)

なお、以上の者は十二月三日現在、現職に  
いなくてもその資格はあるのである。(法附  
則第二項、第三項)

3、2に該当する者が教育職員検定によつて上級の二級免許状をとるときの特例

2に述べた者が教育職員検定によつて、さらに上級の免許状の二級普通免許状をとらうとするときは、本来ならば仮免許状が廃止されているから「五上級免許状をとる方法」に述べてある臨時免許状から二級普通免許状をとるに必要な六年以上の教職経験とその間における四五単位の修得を必要とするが、ここに特例を設けてこれらの者は次の教職経験年数や単位でよいことにした。

(1) 最低在職年数 2に述べた資格を得て

師を含  
む)に  
いるこ  
とがで  
きる。

から三年

(2) 最低単位数 2に述べた資格(教諭の職にあることのできる資格)を得た後、大学又は認定講習で一五単位を修得する

なお、その人が修業年限四年の教員養成諸学校を卒業しているかまたは修業年限四年以上の専門学校を卒業しているときは、最低在職年数は一年、最低単位数は一〇単位でよいことになっている(法附則第四項)また、以上の単位の内容は省令で定められることになっている。

#### 四、臨時免許状の有効期間の延長

臨時免許状の授与は、普通免許状を持つている者を採用することができない場合に限り、教員の欠格条件に該当しない者から採用することは従来と変りないが、こんどの改正でさらに教職員検定に合格した者であることがつけ加えられた(法第五条第三項)。さらにその有効期間は、その免許状が授与された都道府県内に限つて一年間であつたのが、三年間に延長された。またその特例として、当分の間、相当期間にわたつて普通免許状を持

つている者を採用できない場合は、都道府県の教育委員会と都道府県知事が協議して、都道府県の教育委員会規則や都道府県規則で、その有効期間を六年とすることができるようになった。(従来は二年間で、特別の事情がある都道府県で政令で定められた都道府県は三年間まで延長できた)

この臨時免許状の有効期間の延びたのは、仮免許状が廃止された結果臨時免許状から二級普通免許状に一足飛びに行くことになるから、その間の教職経験年数を考へてのことである。(法附則第九項改正法附則第七項)

#### 五、上級免許状をとる方法

1、上級免許状をとるときに教職経験年数と単位の変更

旧免許状を持つている者や学歴によつて免許状が得られる者(施行法第一条、第二条によつて)が、それに相当する免許状をとつて、さらに教育職員検定によつて上級の免許状をとらうとするときの教職経験年数と最低修得単位数が次のように変つた。(法第六条別表三、旧別表四)

区	分	新	旧
第一欄	第二欄	第二欄に掲げる各 免許状を取得した 者のうち、第一欄に 掲げる学校の教員と して良好な成績で 勤務した旨の所轄 庁の証明を有する ことを必要とする 最低在職年数	第二欄に掲げる各 免許状を有し、第 一欄に掲げる学校 の教員として良好 な成績で勤務した 旨の所轄庁の証明 を有することを必 要とする在職年数
受けるようとする 免許状の種類	有することを第 一欄にかかげ る学校の教員 の免許状の種 類	第二欄に掲 げる各免許 状のうち大 学における 修得単位 を必要とす る最低単 位	第二欄に掲 げる各免許 状のうち大 学における 最低修 得単位
一級普通免許状 二級普通免許状 二級普通免許状 仮免許状	二級普通免許状 臨時免許状 臨時免許状 仮免許状	五年     六	五年     五
単位	単位	四     五	四     五
単位	単位	三     五	三     五
単位	単位	三     五	三     五

(1) 改正前の表は、小学校と幼稚園が同じ欄であったが、改正後は別欄となったので幼稚園と小学校の勤務年数は通算できなくなった。また、単位はそれぞれ基礎となる免許状を取得してから後のものでないと計算されなくなった。(法附則第五項、旧第六項)

(2) 上級免許状をとろうとする者が、最低在職年数(臨時免許状から二級免許状をとるときは六年、二級免許状から一級免許状をとるときは五年)をこえる在職年数があるときは、しかも修得単位が一五単位以上あるときは、

(1) 改正前の表は、小学校と幼稚園が同じ欄であったが、改正後は別欄となったので幼稚園と小学校の勤務年数は通算できなくなった。また、単位はそれぞれ基礎となる免許状を取得してから後のものでないと計算されなくなった。(法附則第五項、旧第六項)

(2) 上級免許状をとろうとする者が、最低在職年数(臨時免許状から二級免許状をとるときは六年、二級免許状から一級免許状をとるときは五年)をこえる在職年数があるときは、しかも修得単位が一五単位以上あるときは、

(3) (2)の特例として、二級普通免許状を持つている者で、一級普通免許状をとろうとする者が、在職年数一五年以上であるときは単位はとらなくてもよいことになった。(この場合の在職年数についても(2)と同じである

が、五年以上の場合には五年として計算される)(別表第三備考六)

いま(2)、(3)のことを表にしてみると次のようになる。

六年のときは	四五単位	五年のときは四五単位	
七年	四〇	六年	四〇
八年	三五	七年	三五
九年	三〇	八年	三〇
〇年	二五	九年	二五
一年	二〇	〇年	二〇
二年	一五	一年	一五
三年	一五	二年	一五
四年	一五	三年	一五
五年	一五	四年	一五
		五年	〇

(4) すでに述べたように、仮免許状を持つている者又は持つ資格のある者あるいは一定期間内に持てる者が、臨時免許状から二級普通免許状をとる場合は、経年数は三年、単位は一五単位でよく、この者が修業年限四年の教員養成学校卒業業者、あるいは修業年限四年以上の専門学校の卒業業者であるときは、経

験年数は一年、単位は一〇単位でよい。(法附則第九項第一〇項)

(5) 別表三によつて上級免許状の授与を受けようとするときは、その教職経験年数を小学校から最終学校又は文部省令で定める教員養成機関を卒業し、又は修了するに至るまでの学校の修業年数が、通算して臨時免許状の場合は一二年、二級免許状の場合は一四年、仮免許状の場合は一三年を超過したときまたは不足するときは、その超過した年数は在職年数に加え、不足する年数は在職年数から差引くことになつていたが、このうち仮免許状についてはなくなつた。(施行法第七条第二項)

## 六、園長の任用資格

園長免許状は、十二月三日から廃止されることはさきに述べた。そして国立と公立の園長については、任用資格となつた。いまその任用資格をみると(教育公務員特例法の第十三条第三項)教育職員免許法による教諭の一級普通免許状を持つていて、かつ五年以上教員の職又は官公庁あるいは私立学校における教育事務に関する職その他文部省令で定める

教育に関する職にあつた者ということになつている。この一級普通免許状と五年の教職経験は、一級普通免許状をとつてから後五年の経験が必要とするという意味でなく、一級普通免許状を持つていふことと、五年の経験年数との両条件があればよいという意味である。

なお、その特例として一級普通免許状を有し、かつ、五年以上の経験を保持している者がない場合、またはそのなかに適当な人がいない場合に限つて、二級普通免許状を持つていて、かつ、五年の経験年数を持つていふものでもよいこととなつていふ。(教育職員免許法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する法律の附則第二項)

さらに特例の二として、改正前の免許法または施行法によつて、園長免許状をもらつていふ者は、さきに述べた資格がなくても園長となる資格を有するものとみなされる。(整理法附則第五項)

なお、私立幼稚園の園長については、こんどの法律では別段きめていないが、こんど改正で、校長および教員の資格は、免許法の適用を受ける者以外は「別に法律に定めるもの

の外」監督庁(この場合文部大臣)がこれを定めることとなつた(学校教育法第八条)ので、私立幼稚園の園長の資格については、文部省令で園、公立の園長の資格に準じて定められることになる。

ここに私立学校の校長の資格についての教育職員養成審議会の答申を参考のためにあげておこう。

(1) 略(園、公立の園長の資格について)  
(2) 私立学校においては、前号に掲げる資格を有する者の中から適当な者を得ることができない場合に限り、公的な審査委員会を議を経て適当と認めたる者を校長にあらることが出来る。

さらに改正前の施行法第八条によれば、園長免許状を有するものとみなされた者は、免許状第三条第一項の規定にかかわらず、昭和三十年三月三十一日まで免許状を有しないでもよかつたが、こんどの改正でこの規定が削除された。

## 七、幼稚園教員養成機関

1、文部大臣指定の養成機関の年限延長  
こんどの改正で、  
(9頁に続く)

頂くのも、よいものです。

京成谷津遊園地・浜離宮・下総中山の開放している一邸宅

等は、こじんまりとした遠足で、皆それぞれに楽しめ、評判が良いでした。

#### 上野動物園

は、他の団体が多過ぎ動物すら見ることも出来ず、失敗に終わりました。船に乗って海に出て見度いと希望もあります。

近県の幼稚園も大抵親も一緒に遠足をしている所が多いようですが、農村の保育所等になると、条件も違い、親の意見も異って来ると思われますが、今回は其処まで比較研究するに、至りませんでした。

今迄、幾つかの例を挙げましたように、幼稚園や保育園では、種々様々の遠足を行っていることがわかります。母親側からの意見を通して、更に私は左のような事を望んでいます。

親子のリクリエーションの遠足が、近頃随分多くなって来て、どうかすると親の方が楽しむ遠足になりそうな心配があります。親子共々楽しむことは、有意義なこと

と思いますが、どんな場合でも、幼稚園の遠足はあくまでも幼児中心のものでありますように。幼児の心身の発達、興味の程度等、発達段階を誤らぬよう、あまり大規模のものでないことを望みます。

・都会の子供達には、この機会に、新鮮な空気を十分に吸わせ度い。又、自然の中で、より豊かな生活を持たせ度い。

・子供達の為に、便所が、不潔でないことも希望致します。

・幼稚園側の方針に従い、附添人が行ってもよい時には、家の誰か、都合をつけて、一緒に行き、大いに楽しく過し度いものです。

出来ることなら、母親が行き、ごく自然的な子供達の行動を、それとなく見、何時も特種な存在に見えて仕方のない我が子を、客観的に眺めることが出来たなら、親の行った遠足が、より価値づけられることでしょう。

(新宿区下落合一ノ四二九)

(38頁より続く) 文部大臣指定の幼稚園教員養成機関は二年課程つまり二級普通免

許状を授与するための養成機関となった。これは仮免許状が廃止された結果からである。(法第五条第一項別表第一備考二)

2、従来の一年の養成機関は、昭和三十三年三月三十一日まで認められる

文部大臣指定の幼稚園教員養成機関は、仮免許状が廃止されたので当然廃止されるべきであるが、これらの養成機関が二年課程への移行準備のためと、仮免許状所有者等が二級普通免許状をとるために認められた猶予期間(昭和三十三年三月三十一日)とを考えて、昭和三十三年三月三十一日まで存続を認めることになった。したがって一年の養成機関は、昭和三十三年四月の入学者まで募集できるわけである。また、二年の養成機関は、法的には今年の十二月三日から設置できるが、実際には昭和三十年四月一日から設置し、入学者を募集できるようになる。なおこの二年課程の養成機関は、教員を養成するという点だけからすれば、短期大学と同じであるから、従来の一年の養成機関とは大分変わった施設設備や教員組織の充実が要求されるであろう。

(文部事務官)